論 文

日本国憲法における反論権の可否

藤 井 正 希*

はじめに

いわゆる反論権の可否は、我が国においては、憲法21条1項の表現の自由を巡る論点の一つとされている。しかし、反論権が、マス・メディアの有する表現の自由に萎縮的効果を及ぼす危険性を指摘し、学説の大半は否定説に立っている。そして、その立場は、憲法学会においては、いわば定説に近く、肯定説は異説として、少数の学者が主張しているのみである。それ故、反論権の問題は、表現の自由を巡る議論の末席に追い遣られ、典型的な憲法体系書においても、わずか数行、多くてもせいぜい1頁余りで処理されているのが通例である。

かかる現状の下、私は本稿において、反論権 を再検討し、反論権に新たな意義を付与するこ とによって、反論権を積極的に活用する途を模 索したい。具体的には、まず反論権の概念を押 さえた上で、反論権の現代的意義を考えてい く。次に、日本における法制度及び判例を検討 し、更に、諸外国の状況も概観する。そして、 通説・判例たる反論権否定説の根拠及び少数説 たる反論権肯定説の主張を十分に踏まえた上 で、試論として自分なりの反論権肯定説を展開 したい。その際には、マス・メディアの持つ特質、その本質を常に意識しながら論を進めていきたいと思う⁽¹⁾。

1. 反論権の概念

我が国の学説は、反論権 (the right of reply) という概念と共に、いわゆるアクセス権 (the right of access)という概念も使用しているが、 両者はいずれも多義的概念である。よって, そ れぞれの具体的内容や両者の関係の捉え方は. 論者により微妙なニュアンスの違いがあり. 様々である。すなわち、反論権とアクセス権と を相互互換的概念と解する見解がある一方。ア クセス権をおよそ市民が何らかの形でマス・メ ディアを利用して自己の意見を表明できる権利 として広く捉え、反論権はその一部分に過ぎな いと解する見解も存在する「佐藤 1995: 542]。 この点, 通説的見解は, アクセス権を, 情報の 受け手である一般国民が、情報の送り手である マス・メディアに対して、自己の意見の発表の 場の提供を要求する権利と解し、その典型的内 容として, 意見広告の掲載を求める権利と反論 権とを主張する。その際、反論権を、マス・メ ディアで自己の名誉等につき批判・攻撃された

^{*}早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程2年(指導教員 後藤光男)

場合に反論文の掲載ないし反論の機会の提供を 請求する権利と定義している [芦部 1998: 273-274]。この様に、反論権を、アクセス権の下位 概念、換言すればアクセス権の一内容と考える のが、学説の一般的理解と言える。

およそ学問において, 研究対象を明確に定義 付け、それを前提に論理を展開するのは必須の ことであり、その作業は、議論の出発点として、 相撲で言えばいわば土俵の設定と評し得る。 よって, 研究対象の定義付けは, 決して疎かに は出来ず、緻密な検討が要請される。かかる観 点からして, 私はアクセス権と反論権とを次の 如く定義付けして以下の論理を展開していきた いと考える。すなわち、アクセス権を、まず、 ①名誉毀損を前提として、その救済手段の一つ としての反論する権利(最狭義),②名誉毀損を 前提とせず、記事等により批判・攻撃を受けた 者が同一のメディアに同一のスペースを使って 無料で反論する権利(狭義)[以上,限定的アク セス権], ③マス・メディアが一つの見解を伝 えたとき, それと異なる意見を持つ個人・団体 が自らの見解を伝えるよう要求する権利(広 義), ④自己の意見をマス・メディアを利用し て伝えられる権利(最広義)[以上,一般的アク セス権〕の四つに分類する。そして、これらの うち、いわゆる反論権は、①と②であり、①を 狭義の反論権と,②を広義の反論権と定義する [右崎 1994: 137-142]。そのうち、①の狭義の反 論権は、民法723条にいう「適当な処分」の解釈 として反論文掲載が認められるかの問題として 議論される(この点,学説は否定的)。これに対 し、主として憲法上の議論の対象となるのは、 ②の広義の反論権を憲法21条1項の表現の自由 を根拠にして認めることが出来ないかという問

題である。以下,この問題を中心に論を進めて いく。

2. 反論権の現代的意義

この点, 従来の学説は, まず第一に, 現代社 会においては,情報が国や地方公共団体等の公 権力、あるいは巨大化し、権力化したマス・メ ディアに一極集中し、個々人はもはや情報の 「送り手」では在り得ず, 単なる情報の「受け 手」に甘んじざるを得ないという、いわゆる情 報の送り手と受け手の分離現象の問題性を指摘 する⁽²⁾。確かに、パソコンが急激に普及し、イン ターネット化した現代社会では、誰もが情報の 「送り手」となることや、また、大量で多様な情 報を日々受け取ることも次第に可能となりつつ ある。しかし、かかる情報の送り手と受け手の 分離現象の問題性が解消されたものとは、到 底、言い難いとする。そして、その状況を打開 すべく,表現の自由を情報の受け手の側から再 構成した, いわゆる知る権利を新しい人権とし て主張する一方, 反論権は, マス・メディアの 巨大化・独占化のもとで情報の「受け手」の地 位に固定化された国民を,一定の範囲内で,「送 り手」の地位に復権させることを目指すもので あると主張してきた。また、同時に、そのこと を通じて国民の受け取る思想・情報の多様性を 確保しようとするものであるとも主張した。こ の様に、従来の通説は、反論権を、個々人の持 つ表現の自由を実質化する為の一手段として捉 えてきた。すなわち、あくまで情報の受け手た る個人の側から反論権を構成していたのであ

しかし、私は、反論権をより広い視野から捉 え、巨大化し、権力化したマス・メディアがも たらす社会的弊害を除去する為の一手段,いわばマスコミ規制の一方法と考えたい。すなわち,反論権を,社会的弊害をもたらすマス・メディアの側から構成していきたい。この点,現代社会では巨大な社会的権力であるマス・メディアは,事実上,国家権力に匹敵する程の強い影響力を持っている(いわゆるマスコミの第四権力化)。かかる状況の下,マス・メディアは様々な弊害を生み出しつつあり,基本的人権の尊重(11条,97条等)や三権分立の制度(41条,65条,76条等)といった憲法の定める基本原理をも脅かしかねない事態が生じている。以下,基本的人権の尊重に対する弊害と三権分立の制度に対する弊害とに分けて,具体的に論ずることにする。

まず、巨大マス・メディアは、普段は"社会 の公器"を標榜し、社会的正義を振りかざし報 道を行っている一方で、個人の名誉権、プライ バシー権, 私生活の平穏等の基本的人権を著し く蹂躙する事例が度々報告されている。その一 例として, いわゆる報道被害の問題が挙げられ る。かかる報道被害の激烈さは、いわゆる松本 サリン事件でマス・メディアにより犯人に仕立 て上げられ, 危うく社会から抹殺されかけた河 野義行氏の事例に顕著に現れている(3)。一私的 機関たるマス・メディアが、個々人に対して魔 女狩り的に私刑を加えることを決して許すこと は出来ない。巨大マス・メディアの報道は、時 に一人の人間のかけがえのない人生をも大きく 狂わせてしまう。憲法の保障する基本的人権の 尊重を実現する為には、報道被害等、尽きるこ となく繰り返される巨大マス・メディアの基本 的人権の侵害に対して, 何らかの手立てが必要 不可欠であろう。

また,巨大マス・メディアは,世界的に張り 巡らされた情報ネットワークを駆使し集めた膨 大な情報を恣意的に操作し報道することによっ て, 政権交代さえ容易に起こし得る力を持って いる。例えば、アメリカ合衆国における大統領 選挙において、メディア戦略がその勝敗の帰趨 を決する程, 重大な影響を持つことは広く知ら れている。巨大マス・メディアによる恣意的操 作報道の危険性は,我が国においても,以前, 衆議院議員選挙の際、テレビ朝日の報道局長が 非自民政権の実現を目指して報道した旨を発言 していたことが選挙後に大きな問題となった事 例に顕著に現れている(4)。かかるマスコミ報道 の在り方は、憲法の保障する三権分立の制度の 十全な実現にとって大きな脅威となりかねな い。すなわち、第四権力と化した巨大マス・メ ディアが,憲法の目指す三権(立法,行政,司 法)の抑制と均衡の体制を破壊する危険性があ るのである。この様な巨大マス・メディアの第 四権力化に対しても, 何らかの手立てが必要不 可欠であろう。

以上の如く、マス・メディアがもたらす社会 的弊害を除去する為の一手段、いわばマスコミ 規制の一方法と反論権を再構成し、現代的意義 を付与することによって、より憲法価値の実現 に資する反論権を産み出し得ると考える⁽⁵⁾。

3. 日本における法制度及び判例の検討

(1) 法制度について

まず、日本の法制度について検討する場合、 特筆すべきことは、戦前の日本が明治初期以 来、後に詳述するフランス型の反論権を採用し ていた点である。すなわち、明治6年の新聞紙 発行条目16条をその嚆矢とし、明治8年の新聞

紙条例11条を経て、明治16年4月制定の新聞紙 条例29条における正誤請求権で、訂正報道請求 権が日本で始めて制度化された。さらに、明治 20年12月制定の新聞紙条例13条では反論文(弁 駁書)掲載請求権も規定され、それらが明治42 年5月制定の新聞紙法17条における正誤書,弁 駁書掲載請求権に引き継がれた 「清水 1987: 107]。これは、名誉毀損による不法行為を成立 要件とせずに, 利害関係者自らが執筆した反論 文の掲載を請求する権利を認め、まさにフラン ス型の反論権を採用したものであった。この 点,同条は,「新聞紙ニ掲載シタル事項ノ錯誤ニ 付 き、「其ノ事項ニ関スル本人又ハ直接関係 者」が「正誤又ハ正誤書、弁駁書ノ掲載ヲ請求 | し得るものと規定していた。具体的には, 正誤 は事実的弁明であることを要件としないから. 請求者から見て「錯誤」があれば足りると解さ れ,また,記載事項によって直接の影響を受け, これに対して抗弁を為すことに利害関係を持つ 本人以外の第三者がすべて「直接関係者」であ ると解された[山口 1972:271]。この様に、同条 はかなり広汎に反論権を保障していた。同法は 戦後の昭和24年5月に廃止され、それと共に正 誤書, 弁駁書掲載請求権の制度も姿を消した が,この制度は,権力や圧力団体に利用される 余地があり,新聞にとってかなりの脅威であっ たとされる [清水 1987: 107]。言論・出版の自 由と個人の人格的法益保護という民主的な二つ の利益に関係し, 両者の抵触問題を提起する反 論権は、戦前の我が国の非民主的体制の中では 十分に理解されずに、戦後の占領体制下のGH Q指令による出版統制法制の撤廃と共に一括し て捨て去られることになったのである「山口 1972: 270].

これに対して、現行法制度の下では、昭和25 年制定・放送法4条1項の「訂正又は取消しの 放送」の規定,及び、同法45条・52条の「公選 による公職の候補者が政見放送につき放送施設 を平等に利用することを請求できる権利 | を認 める規定があるのみであり、マス・メディアに 対する反論権を認める特別の法律は存在してい ない [芦部 1998: 276]。しかし、この点、放送 法3条の2第1項が定める番組準則が注目に値 する。同条同項は、番組編集にあたって遵守す べき事項として、公安および善良な風俗を害し ないこと (1号), 政治的に公平であること (2 号),報道は事実をまげないですること(3号). 意見が対立している問題についてはできるだけ 多くの角度から論点を明らかにすること(4 号)を掲げている。この2号と4号の2つの要 請は、いわゆる「公平原則(公正原則)」と呼 ばれているものである [松井 2002: 465]。この 条項を法的規定と解するならば、間接的ながら 現行法上の反論権の根拠規定とも成り得よう。 但し、学説の大多数は、同条項を単なる倫理 的・訓示的規定と解している。

(2) 判例について

我が国における反論権についての最初の最高 裁判決であり、現在でもリーディング・ケース とされているのは、いわゆるサンケイ新聞事件 判決(1987年4月24日)である。これは、おも に広義の反論権についての判例と言える。これ に対して、狭義の反論権についての最高裁の判 例としては、雑誌『諸君!』事件判決(1998年 7月17日)が挙げられる。共に多くの論点を含 み、極めて重要な判例と言える。よって、以下、 両判例の事案と判旨を検討してゆく。 まず,サンケイ新聞事件最高裁判決の事案は,自民党がサンケイ新聞に掲載した意見広告により共産党の名誉が毀損されたとして,共産党が,①言論の自由(憲法21条),②人格権と条理,③名誉毀損に対する原状回復(民法723条)などを根拠にして,同じスペースの反論文を無料かつ無修正でサンケイ新聞に掲載することを要求したものである。判旨の要約は次の通りである。

「私人相互間では、一方が強い影響力を持つ 日刊全国紙であっても、憲法21条から直接に、 反論文掲載の請求権が他方に生ずるものではな い。また、いわゆる反論権の制度は、報道機関 (新聞を発行・販売する者) にとっては. 反論文 の掲載を強制されることになり、そのために本 来ならば他に利用できたはずの紙面を割かなけ ればならなくなる等の負担を強いられるので. その負担が批判的記事,ことに公的事項に関す る批判的記事の掲載をちゅうちょさせ、憲法の 保障する表現の自由を間接的に侵す危険につな がるおそれも多分に存する。よって、記事が特 定の者の名誉ないしプライバシーに重大な影響 を及ぼすことがあるとしても, 不法行為が成立 する場合は別論として、具体的な成文法がない のに, 反論権を認めるに等しい上告人主張のよ うな反論文掲載請求権をたやすく認めることは 出来ない。さらに,本件広告は,政党間の批 判・論評として、公共の利害に関する事実に係 り、その目的が専ら公益を図るものである場合 に当たるから、不法行為は成立しない。」

広義の反論権を否定した当該最高裁判決は、 判示から20年近くを経た現在でも、リーディング・ケースとして確固たる先例拘束性を有して おり、変更される兆しは全く見られない。この 様に最高裁が強い意思を表明しているが故に、 憲法学会の通説も判例をほぼ踏襲し、反論権を 巡る議論が停滞していると言える。この点、前 述した如く、巨大化し権力化したマス・メディ アがもたらす社会的弊害を如何に除去すべきか という観点から、議論を再検討すべきと考え る。

次に、雑誌『諸君!』事件判決であるが、事 案は以下の通りである。すなわち, 原告(本多 勝一) は当時,朝日新聞社の記者であり,統一 後のベトナムを取材・報道した『ベトナムはど うなっているのか?』という本を同新聞社から 出版した。他方、被告(文芸春秋社)は、その 発行する月刊雑誌『諸君!』に被告(某ライ ター)の執筆した「今こそ『ベトナムに平和 を』」と題する評論を掲載した。この評論中に は、原告の前記著書から記述が引用され、原告 の執筆姿勢を批判, 論評する記述があった。こ れに対して,原告が,不当な非難,中傷であり、 自己の名誉を毀損するものであるとして、反論 文の掲載や慰謝料の支払い等を求めて出訴した のが本件である。なお、原告は、民法723条の 「名誉ヲ回復スルニ必要ナル処分」および著作 権法115条の「名誉若しくは声望を回復するた めに適当な措置 | を根拠として反論文掲載請求 権を主張していた。本件最高裁判決は、反論権 については第1審判決(東京地判1992年2月25 日)の判断をそのまま正当なものとして是認し ていることから、第1審判決の判旨を見ていく ことにする。判旨の要約は次の通りである。

「民法723条の処分又は著作権法115条の措置 としては、通常は、謝罪広告又は謝罪文の交付 であるが、これに代えて又はこれと共に、反論 文を掲載するが有効、適切である場合には、反 論文掲載請求が許容されることもありうると考えられる。しかし、そのためには、その前提として、名誉侵害行為が、民法上の不法行為に当たることを前提とする。この点、本件評論部分が違法性を欠くものであり、したがって、民法上の不法行為ともみられないことは説示したとおりである。したがって、その余の点について判断するまでもなく、反論文掲載請求は、失当である。」

本判決が、民法723条の処分又は著作権法115条の措置として、民法上の不法行為(709条)が成立する場合には、反論文掲載請求(いわゆる狭義の反論権)が許容されることも有り得る旨を判示した第1審判決を是認している点は、特に注目に値する。最高裁も反論権に全く意義を認めていないという訳では決してないのである。かかる判示を契機として、反論権を巡る議論が活性化されることを切望する。

4. 諸外国の現状

では次に、諸外国における反論権の取り扱いを概観してゆくことにする。この点、歴史的に 反論権を法定する伝統の強いヨーロッパ大陸法 諸国(フランス・ドイツ等)と歴史的に反論権 に慎重な態度を堅持している英米法諸国(アメ リカ・イギリス等)に分けて論じてゆく。特に、 ヨーロッパ大陸法の典型たるフランスと英米法 の典型たるアメリカ合衆国とを中心に検討す る。

(1) ヨーロッパ大陸法諸国について

反論権は、新聞・出版による名誉毀損に対する救済措置の一つとしてフランス・ドイツ等、 ヨーロッパ大陸諸国では19世紀以来制度化され

ている [浦田・大須賀 1993:399]。まず, 反論権 の母国であるフランスについてであるが、1881 年フランス出版法13条では、次の様な要件の 下、新聞・定期刊行物等の印刷メディアにおけ る反論権を認めている。第一に, 反論権者につ いては,「新聞紙または定期刊行物で指名また は指示されたすべての者」と規定している。こ の場合, 自然人であるか法人であるかは問われ ていない。第二に、反論の対象となる記事につ いては,「反論は,基本的に新聞・定期刊行物の どの部分に対しても為し得る | と解釈されてい る。よって、事実記載の部分についても、事実 評価の部分についても反論権の対象となる。第 三に、反論文の内容については、「それは基本的 に自由であって、例えば文章が拙劣であると か,虚偽の事実が含まれているとか、内容が陳 腐であるとかいった理由で掲載拒否をすること はできない」と解釈されている。掲載拒否が正 当化されるのは, 反論文が法律や公序良俗に反 する場合等、極めて限定された場合のみであ る。第四に、反論文の長さについては、同条4 項が「反論文は、反論の原因となった記事の長 さを超えてはならない。しかしながら、原因と なった記事が50行以下の長さである場合には、 50行までは書くことができる。ただし、原因と なった記事が200行以上の長さである場合には、 200行を超えて書くことはできない」と規定し ている 「榎原 1996: 189」。第五に、反論文掲載の 時期については、「反論を受領後三日以内に掲 載しなければならない」と規定している。第六 に、名誉毀損等による不法行為の成立は、反論 権の要件としていない [石村 1978: 20]。そし て,テレビ・ラジオ等の放送メディアにおいて も、1982年放送法6条が、印刷メディアにほぼ

準ずる反論権を規定している。この点、相違は、放送の場合、反論の対象が「[人の] 名誉あるいは名声に攻撃を加える可能性のある非難」に限定されていることのみである[榎原 1996:190]。この様に、フランスでは、極めて内容の濃い本格的な反論権(広義)が広汎に保障されているのである。

次に、ドイツについてであるが、戦後の西ドイツ(ドイツ連邦共和国)の各邦の出版法にも、名誉毀損による不法行為を成立要件とはせずに、同じ分量ないし長さの反論文を無料で掲載請求し得る旨の規定が置かれている[芦部1998:276]。但し、前述の如く、フランスの反論権が、利害関係者自らが執筆した反論文の掲載を請求する権利を認めるものであるのに対して、ドイツの反論権は、不正確な記載の訂正を請求する権利を認めているに過ぎない点に最大の相違が存する[堀部1996:102]。

(2) 英米法諸国について

まず、アメリカ合衆国についてであるが、1913年に制定された新聞への反論権(広義)を定めるフロリダ州法は、「政治的候補者がその人格ないし公的記録に関し、いかなる新聞によってであれ攻撃されたときは、その候補者は新聞の主張に対する反論を無料で掲載するようその新聞社に要求できる」と規定していた[J. A.B arron 1973: 2]。かかる反論権は、ミシシッピー州法の中にも見られた[石村 1978: 20]。これらの反論権を認める州法の理論的根拠となったのが、放送局の利用についてではあるが、公職候補者に平等の機会を保障した、1927年の無線法第18条以来のいわゆる「公平原則(公正原則)」(fairness doctrine)であった。

これは、放送メディアに対するアクセス権(具体的には広義の反論権)を認めたものとして注目に値する。この点、公平原則を規定する無線法第18条の具体的条文は以下の通りである。

「いかなる免許人も、公職の法的に資格をもつ候補者に放送局の利用を認める場合には、当該公職の他のすべての同様の候補者に対し当該放送局の利用において平等の機会を提供しなければならず、また、免許当局は、この規定を実施するために規則を制定しなければならない。ただし、当該免許人は、本来の規定に基づき放送される草稿に対し検閲権限を有しないものとする。本条により免許人はそのような候補者による局の利用を許さなければならない義務を課せられない。」[堀部 1978: 144-145]

そして、かかる公平原則は、1969年のいわゆ るレッド・ライオン放送局事件連邦最高裁判決 により合憲とされ, 放送メディアに対するアク セス権は法原則として承認されることとなった のである。その際、連邦最高裁は、放送事業者 による, 公平原則が言論・出版の自由を保障す る合衆国憲法修正第1条違反であるとの主張を 斥け、免許人の言論の自由は同じく修正第一条 によって性格付けられる公衆の情報を受ける権 利(知る権利)に従属するものであると判示し た[堀部 1978: 152]。さらに、成立はしなかった ものの、かかる趣旨を印刷メディア(とりわけ 新聞)にも及ぼすべく、新聞に対してもアクセ ス権(具体的には広義の反論権)を認めるアク セス権法案が、1970年にオハイオ州選出の下院 議員マイクル・フィーハンによって連邦下院に 提出されるという出来事も起こった [J.A.B arron 1973: 58-63]。

この様に、アメリカ合衆国では、マス・メ

ディアの言論活動の独占状況に対する一手段と して,かつてはアクセス権や反論権が盛んに議 論され, 前述の如く, 実際に幾つかの州法(フ ロリダ州、ミシシッピー州等)で立法された。 しかし、連邦最高裁は、1974年、マイアミ・ヘ ラルド新聞事件において、フロリダ州最高裁が 合憲としたにも拘らず、前述の新聞への反論権 を定めるフロリダ州法を全員一致の判決で違憲 (言論・出版の自由を保障する合衆国憲法修正 第1条違反)とする判決を下した「I.A.B arron 1973: 2-4]。これにより,反論権を巡る議 論は下火となった。この判決は、日本の反論権 議論にも大きな影響を与えたとされる「堀部 1996:102]。そして、ついに1987年の連邦通信委 員会は,公平原則が放送事業者の表現活動をか えって萎縮させ、かつ、思想の自由市場への公 権力の介入を増大させるから違憲であるとし て,公平原則を廃止した。よって,少なくとも 連邦法のレベルでは、反論権を認める規定は印 刷メディア, 放送メディア共に存在しておら ず, 反論権に対しては慎重な態度を堅持してい る。しかし、それは、放送メディアに対する特 別の規律がすべて許されないという趣旨ではな く、若干の規制はそのまま存続しているし、ま た,公平原則は廃止されたものの,レッド・ラ イオン放送局事件連邦最高裁判決も明示的には 判例変更されていない。これは、放送メディア における電波の有限性・稀少性という印刷メ ディアとは異なる性質の故であるとされる「芦 部 1998: 280]。

次に、イギリスについてであるが、イギリスでは、第二次世界大戦後、特に印刷メディアの領域で自主規制制度が発達し、先駆的存在として諸外国の模範とされてきた歴史がある。この

点,新聞業界の自主規制機関が,新聞の不当な 攻撃を受けた者に対して、反論文の掲載を含む 救済を考えているが、それは今のところあくま で自主規制であるとされる。これに対して、放 送メディアについては、印刷メディアと異な り, 伝統的に多くの法的規制が為されてきた が、やはり反論権は認められていない。イギリ スでも、マス・メディアとりわけ大衆紙による プライバシー権の侵害等が大きな社会問題と なっており、1980年代末以降、それに対する批 判の高まりから、国会の場でも反論権法案が議 員立法の形で提出される事態となった。しか し、1990年、国会の担当委員会は反論権の立法 化の必要性を認めず、マス・メディアによるプ ライバシー権の侵害等の問題は、 専らマス・メ ディアの自主規制や倫理の領域で扱われること になった [榎原 1996年:134-157(6)]。

5. 反論権への批判, 及びそれに対する 反批判

この点、学説は、前述の如く、憲法21条1項の表現の自由により反論文掲載請求権を認めることに否定的見解が大半であり、大要次の如く主張している。まず、憲法の私人間効力の問題につき、自由権の私人間効力という問題は、私人による自由の妨害を排除するという方向にいてだけ問題となりうるのであって、国家による言論の積極的な助成をも問題にするとなると、状況は異なり、多数派思考がより助成され、"不評判な思想"がいっそう不利な地位しか与えられなくなる危険がある。よって、憲法に私人間効力が認められるか否かという一般論はさて置き、少なくとも表現の自由の如き自由権の積極的・請求権的側面には私人間効力を認める

べきではないとする [樋口 1978: 127-146]。こ れは、言わば自由権の私人間効力論からの批判 と言える。また、自由が妨害排除を本質とする ことからして, 言論の自由の保障も, 国家から の自由という消極的保護、消極的な妨害排除に とどまるもので、積極的な作為を求める権利、 積極的保護までは含意しない。積極的作為を求 めることを内容とする反論権の主張は、言論の 自由というときの「自由」の観念そのものを転 換することになるとする [樋口 1978: 127-146]。 これは、言わば「自由」の本質論からの批判と 言える。さらに, 反論権が, 報道機関の編集の 自由との関係において許される限度であり、か つ, 批判的記事ないし報道を差し控える萎縮的 効果を表現の自由に及ぼさない様な内容のもの となりうるかどうか、そこに最大の問題がある [芦部 1998: 275]。反論権を法的権利として確立 することは、かえってマス・メディアをして政 治的・経済的強者に対してますます弱い存在た らしめ、その提供する思想・情報を非個性的・ 画一的ならしめることにならないか。広義の反 論権が歴史的には言論抑圧法として登場し機能 したことのあることを銘記する必要があるので はないかとする [佐藤 1995: 542]。これは、言わ ば反論権の効果論・機能論からの批判と言え る。

それでは、かかる反論権への批判に対して、如何に反批判すべきだろうか。まず、自由権の私人間効力論からの批判に対してであるが、確かに、憲法は公法だから人権規定は国家対私人の関係において適用され、私人対私人の関係には直接適用されないのが原則である。しかし、憲法15条 4 項、18条、24条、27条 3 項、28条等は、権利の性質上、私人間にも直接適用される

と解釈されており、学説上、争いは無い。この様に、憲法は本来的に私人間にも直接適用される規定を含むものなのである。さらに、本来、自由権とのみ解されていたプライバシーの権利(憲法13条)に積極的・請求権的側面を肯定し、それに私人間効力を認め、個人情報保護法制が作られていることに留意すべきである[右崎1994:137-142](右崎の学説は後に詳述)。したがって、自由権たる表現の自由に対しても、積極的・請求権的側面を肯定し、それに私人間効力を認めるという解釈も十分に成り立ち得るはずである。

次に,「自由」の本質論からの批判に対してで あるが、この点、憲法史上に社会権が登場した 際の,財産権制約の論理を借用して反批判する ことが可能であると考える。すなわち、近代市 民革命後の18・19世紀における資本主義の生成 期においては、自由権たる財産権は絶対視さ れ、その制限は厳に禁忌された。財産権の自由 な行使による自由競争さえ認めていれば、「神 の見えざる手」(アダム・スミス) により予定調 和的に社会は進歩・発展すると考えられたから である。しかし、20世紀になり、資本主義が高 度に発達するにつれて、財産を持つ者と持たざ る者とに社会が二分し、社会的緊張が生じた。 そこで、生存するに必要な財産を持たざる者に 対し、それを保障するいわゆる生存権が保障さ れることとなった。このことを財産権の側から 見れば、財産権の保障が国家から消極的に保護 されるだけでなく, 積極的に保護されることに なったのだと解することが出来る。私は、これ と全く同じ論理が表現の自由と反論権との関係 にも当てはまると解する。すなわち、20世紀に おいては、表現の自由は絶対視され、その制限

は厳に禁忌された。表現の自由による自由競争 さえ認めていれば、「思想の自由市場」(ホーム ズ裁判官)により予定調和的に社会は進歩・発 展すると考えられたからである。しかし、21世 紀になり、情報社会が高度に発達するにつれ て、有効な表現の手段を持つ者と持たざる者と に社会が二分し、社会的緊張が生じた。そこで、 有効な表現手段を持たざる者に対し、それを保 障する為にいわゆる反論権が保障されることと なった。このことを表現の自由の側から見れ ば、表現の自由の保障が国家から消極的に保護 されるだけでなく、積極的に保護されることに なったのだと解することが出来る。この様に、 表現の自由の保障に、国家からの自由という消 極的保護(消極的な妨害排除を求める権利)の みならず, 国家による自由という積極的保護 (積極的な作為を求める権利) まで含めること は、決して不可能な解釈論では無い。この点、 学説が憲法21条1項からいわゆる知る権利を導 き出し, それに社会権的側面 (積極的な作為を 求める権利としての性格)を認め、国家に対す る情報開示請求権の根拠とせんとしていること も、同様の効果を狙った解釈論として指摘し得 る。

さらに、反論権の効果論・機能論からの批判に対してであるが、そもそも前述の如く、巨大マス・メディアが第四権力化し、政治的・経済的強者となり、憲法の保障する基本原理の実現を阻害しかねないことから、弊害を除去する為、マスコミ規制の一方法として反論権を構想したのであった。とするならば、受刑者の身体的自由の保障が自由刑廃止の理由とはならないのと同様、萎縮的効果論や情報の画一化論は反論権否定の理由とはならない。自ら公器(公的

機関)を標榜する巨大マス・メディアが前述の 如き社会的弊害を生み出しながら、私人(私的 機関)として表現の自由を楯に責任を回避せん とする在り方こそが問われる必要がある。公的 機関であるならば、規制は不可避なのである。 この点、弊害を除去しつつ、言論抑圧法として は機能しない反論権の具体的内容こそ検討され るべきであろう⁽⁷⁾。

6. 反論権を肯定する学説

反論権を含むアクセス権がアメリカ合衆国で 初めて明確な形で提唱されたのは、1960年代中 期にジェローム・A・バロンによってであっ た。バロンは、「われわれのコミュニケーション 政策は、現在、自由な個人の表現というロマン ティックな概念, すなわち, 思想の市場は自由 に近づきうる、という仮説のとりこになってい る。しかし、"自由放任 (レッセ・フェール)" の経済理論は、アメリカ人の生活における思想 の交流を律するには不十分かつ不適切である| [J. A. Barron 1973: 6] と述べ、国家の干渉なし に思想の自由市場が維持出来るとする表現の自 由に関する伝統的憲法理論(いわゆる思想の自 由市場論(8) を "ロマンティック" だと批判し た。そして、「思想を伝達する力には、経済的な 交渉力に不平等があるのと同様に、不平等が存 在する。後者を承認し、前者を否認するのはド ンキホーテ的である | [I. A. Barron 1967: 1647] との認識に立ち、表現の自由に対する一定限度 での法的規制を承認した。具体的には,「メディ アの自由とメディアの公平とは共存できるし、 また反論権の効用は表現の自由を現実のものに する過程やメカニズムを提供することである。」 [J. A. Barron 1973:4] として、アメリカ合衆国

憲法修正第1条により反論権を含むアクセス権 が保障されるとした。

このバロンの見解は、我が憲法の母法たるアメリカ合衆国憲法において最初に反論権を主張した学説として、大いに注目に値する。この説は、日本の憲法学会にも大きな影響を与えたとされている。反論権肯定説を展開せんとする場合には、必ず踏まえなければならない学説と言える。

それでは,以下,我が国の憲法学会では極め て少数説とされる反論権肯定説を幾つか検討し てゆく。まず最初に、1974年に「アクセス権論 | という論文を発表し、アクセス権や反論権とい う概念が包括的に日本で議論される嚆矢となっ た堀部政男の学説を見てゆく。堀部は、表現の 自由における構造変化を"二極構造から三極構 造へ"というフレーズで象徴している。すなわ ち, 近代社会における言論の自由は, 理念的に は「国家からの自由」、換言すれば、国家によっ て言論を抑圧されない自由を意味し、言論の自 由を巡る緊張関係は, 国家権力と言論主体との 間に存在していた。ここにおいては、メディア と市民は一体となって国家による言論抑圧と 戦って来た。これは、表現の自由における二極 構造と把握することが出来る。ところが、資本 主義が高度に発達した現代社会においては、メ ディアはマス化し, 集中化し, 独占化の傾向を 益々強めているが、一方、一般市民はマス・メ ディアから疎外されている。かかる状況の下, 情報の「送り手」と「受け手」の分離現象が生 じ,しかも,両者の間には,互換性が喪失して きている。ここにおいては、本来、言論の自由 の享有主体として一体のものと考えられて来 た,メディアと市民の間に一定の対抗関係が生

じる様になり、現代的言論状況は、かつてのメディア=市民対国家という二極構造から、市民とマス・メディアと国家という三極構造への移行として特徴付けられる様になったとする。そして、このようなマス・メディアと市民の間の対抗関係により、言論の自由の本来的享有主体である市民が、大量的な伝達手段であるマス・メディアに対して、自己の意見を何らかの形で伝達するように要求しても、マス・メディアが、自らの言論の自由を主張して、市民のアクセスを拒絶する事態が生じている点を指摘する。そして、これがやがて市民とマス・メディアとの対立意識を生み出す危険性が高いとする[堀部 1978: 31-32]。

したがって、そこからマス・メディアと市民 の対抗関係を調整する為に国家が介入する状況 が承認され、市民とマス・メディアと国家が、 時には相互にチェック・アンド・バランスの関 係に立つ様な、それぞれが三角形の頂点に位置 する三極構造が要請されて来る「堀部 1978: 36]。そこでは、マス・メディアは、国民が国政 に関与する上で必要な判断材料を提供する機能 を果たしている限りにおいて、あるいは国民の 知る権利の要求を満たしている限りにおいて. 国民から相対的に独立し、自らの表現の自由を 行使し得ると考えるべきである。そして,この 信頼関係が破綻した時には、国民の表現の自由 の優先性が貫かれるという原則が発動されるべ きとする [堀部 1978: 227]。 具体的には, 重要な 政治的・社会的事項について公平に扱っている 限りにおいては, 反論の機会を与える必要は無 いが、それが崩れた時には、たとえ無料ででも 反論を認めなければならないとして, 原則的に 反論権を肯定している「堀部 1977: 288-289]。

私は, 堀部の主張している二極構造, 三極構 造と対比・対照すべく、マス・メディアが国家 の側に立ち, 共に市民の基本的人権を侵害す る,市民対国家=マス・メディアという,言わ ば新二極構造の危険性を指摘したい。すなわ ち、巨大化し、権力化したマス・メディア(い わゆるマス・メディアの第四権力化)が、国家 の側に立ち, 共に市民の基本的人権を侵害する ならば、有効・適切な表現手段を持たない一市 民はただ拱手傍観せざるを得ない。法的に私的 機関であり,表現の自由の享有主体であるマ ス・メディアが、表現の自由の錦の御旗の下、 市民の基本的人権を侵害する場合には、司法的 救済すら著しく困難となりかねない。前述の如 き報道被害や恣意的操作報道等の現代マスコミ がもたらす社会的害悪を見るにつけ, かかる新 二極構造の現実化の危険性を痛感する。この 点, 堀部の主張する如く, 反論権を認め, 市民 とマス・メディアと国家のそれぞれが三角形の 頂点に立ち、相互にチェック・アンド・バラン スの関係を保つ三極構造の実現が、現代社会に おいては、益々要請されて来ていると考える。

最後に、既にいわゆる新しい人権として確立 している知る権利やプライバシーの権利との対 比により、反論権を憲法21条1項に論理的に根 拠付ける右崎正博の学説を見ていく。この見解 は、極めて説得的である点で特に注目に値す る。この見解は、知る権利との対比から憲法21 条1項の表現の自由に反論権の根拠を求め、ま た、憲法13条のプライバシーの権利との対比か ら反論権に私人間効力を認めている。すなわ ち、憲法21条1項の表現の自由が、表現活動が 国家によって妨げられないという自由権的保障 のみならず、国家に対して情報の開示を積極的

に求める請求権的保障まで含み、そこからいわ ゆる知る権利が導き出されるという解釈は,一 般的に承認されている。この点、同条項は、言 論と情報の多様性を維持し、情報の自由な流れ を確保する為に国家に対し積極的責務を課して いるが、それは国民に対しなお抽象的権利の保 障を与えるに止まるもので、これを具体化する 為には具体的立法による媒介を必要とする。同 条項が、この様な国家の積極的責務と国民に対 する抽象的権利保障とを含むことを考えれば. 言論と情報の多様性を維持し、情報の自由な流 れを確保する為に、一定の場合に反論権を認め る立法を制度化することが、同条項の趣旨と矛 盾すると考える必要は無い。憲法上の反論権と は,この様に知る権利を具体化する情報公開制 度の下で認められる情報公開請求権と類似の法 構造を持つものとして把握することが出来ると する。

しかし、かく解したとしても、そこから直ち に私人に対する反論請求権やそれに対応する私 人の作為義務が導かれる訳では無いが、この点 は、憲法13条のプライバシーの権利における議 論を援用し得るとする。すなわち、かつて「一 人で放っておいてもらう権利」として専ら消極 的な自由権的側面においてのみ捉えられて来た プライバシーの権利が、その後の社会の発展、 とりわけマス・メディアの集中独占化と情報技 術の発展を背景として、今日では「自己に関す る情報をコントロールする権利」、すなわち積 極的な請求権的側面を持つ権利と捉え直され、 自己情報開示請求権や訂正請求権等の保障を含 むものと解されている。さらに、それが単に国 家に対してのみならず, 私人に対しても保障さ れることを当然の前提として, 種々の個人情報

保護法制が制定されている。とするならば、それと全く同様の論理で、本来的に消極的な自由権たる表現の自由に積極的な請求権的側面を認め、そこから反論権を導き出し、私人に対する反論請求権やそれに対応する私人の作為義務を肯定することが出来るとする。かかる論理で反論権に私人間効力を肯定している。そして、右崎は、結びとして、憲法21条1項が言論と情報の多様性を維持し、情報の自由な流れを確保すべき国家の責務を通してマス・メディアの側に一定の作為義務を課すことがあると考えたとしても決して不当ではなく、現代のマス・メディアの状況を前提にすれば、反論権は広く認められるべき旨を述べている[右崎 1994: 137-142]。

私は、かかる右崎の見解が、憲法論、すなわち憲法21条1項の解釈論として、反論権を説得的に論証している点で、前述のアクセス権と反論権の概念区別の見解と併せて、極めて高く評価し得ると考える。知る権利やプライバシーの権利を引き合いに出して論証していることが説得力を増している。今後の発展が期待される卓見と評し得よう。

7. 試論

我が憲法21条1項の表現の自由により,サンケイ新聞事件の如き事案において反論権(広義)を肯定する為には,次の各要件が満たされなければならない。まず,憲法21条1項の表現の自由が私人間にも直接適用されること。次に,同条同項が反論文掲載請求権を法的権利として保障していること。そしてさらに,その反論文掲載請求権が直接に裁判規範性を持つ具体的権利であるか,少なくとも反論文掲載請求権が立法を待って始めて裁判規範性を持つ抽象的

権利であること。この場合、具体的権利と解するならば権利内容を憲法解釈により確定することが必要となるし、これに対して、抽象的権利と解するならば必要とされる立法の具体的内容の検討が必要となる。

思うに、前述した如く、巨大化し、権力化したマスコミが、個人の基本的人権を侵害し、また、第四権力化していることから、憲法の大原則たる基本的人権の尊重を実現し、三権分立の制度を十全に機能させる為には、マスコミを有効かつ適切に規制することが是非とも必要となる。そこで、マス・メディアがもたらす社会的弊害を除去する為の一手段、いわばマスコミ規制の一方法として、反論権(その中心は反論文掲載又は放送請求権)を法的権利と解して積極的に活用することを提唱したい。

反論権の条文上の根拠としては, 前述の如 く,憲法21条1項の表現の自由の保障に,国家 からの自由という消極的保護(消極的な妨害排 除を求める権利) のみならず、国家による自由 という積極的保護(積極的な作為を求める権 利) まで含めて考えた上で、同条項を活用すべ きである。確かに、反論権の趣旨を、マス・メ ディアがもたらす社会的弊害の除去と解する以 上、表現の自由にその根拠を求めなければなら ない必然性はない。むしろ憲法13条の幸福追求 権に根拠を求める方が素直の様にも思える。し かし、反論権の趣旨をそのように解したとして も, 反論権が結果的にマス・メディアの表現の 自由を大きく制約する可能性を有する以上、表 現の自由の問題と捉えるのが実体に即し妥当で あることから, かく解するべきである。そして, これも前述した如く、憲法21条1項の表現の自 由に私人間効力を認めることに何ら問題は無い

と考える。

とは言え、当然のことながら、反論権がマ ス・メディアの有する表現の自由を不当に制約 することがあってはならない。マスコミは権力 そのものではないし、今なお有用な批判者とし ての役割を担っている。なかでも新聞には、長 期に亘り,権力と対峙し,権力と戦って来た輝 かしい歴史がある。それは、人権享有主体たる マスコミによる、人権獲得のための闘争であっ た。マスコミの基本的人権の侵害や第四権力化 の問題において, 権力とマスコミとを全く同列 に議論してはならない理由がそこにある。その 為、前述の如きマスコミの社会的弊害にも拘ら ず、マスコミによる人権侵害は、なお人権対人 権という基本図式から理解する必要があるし, また、マスコミの権力化もあくまで事実上のも のであることに注意するべきである。よって、 反論権を認める為の要件の定立には、なお最大 限の配慮が必要となる。

かかる観点からして、反論権の主体は、自己の氏名を明示した批判的、攻撃的記事を報道された者に限定すべきである。氏名の明示を要件にすることにより、反論権の主体が過度に広汎になることを回避し得る。また、規制すべきは人権にとって脅威となり、かつ、国家と同視し得る様な権力を持つマスコミだから、反論権の対象は、少なくとも全国に己の意見・情報を伝播し得るだけの力を持つマス・メディアに限るべきである。この点、購読者数や視聴者数でである。この点、購読者数や視聴者数でである。さらに、反論権のスペースは、紙面の一部(例えば、新聞ならば週1ページ程度)又は放送時間の一部(例えば、テレビならば週1時間程度)に限定すべきである。そして、そのス

ペース確保の費用は、国民全体の負担として税金で賄うべきである。同一のスペースを使っての反論まで認めたり、また、その費用をマスコミに負担させることは、余りにマスコミの不利益となることからして妥当でない。この様に、紙面や放送時間には限りがある故、請求者が多数の場合には、原則として請求者の話し合いで決めるが、もし協議が整わなければ裁判所の決するところによる。この点、裁判所の負担を軽減すべく、独立の調整機関を設けることも検討に値する。最後に、反論文の掲載又は放送の時期の問題であるが、実効性確保の観点からは即時に行うことが理想ではあるが、前述の如く調整が要請される場合もあることから、請求時から1ヶ月程度の遅延は可とすべきである。

したがって, 私は, 一定規模以上の購読者数 や視聴者数を有する巨大マスコミのマス・メ ディアによって, 自己の氏名を明示した批判 的,攻撃的記事を報道された者は,税金による 費用負担の下、無料で反論文の掲載又は放送を 請求する権利(いわゆる広義の反論権)を直接, 憲法21条1項を根拠に認められるべきと解す る。この点、該当するマスコミの範囲や反論権 に割くべきスペースの割合、掲載又は放送の時 期等の具体的要件,手続きは国会の立法により 決定する。よって、その限度では反論権はいわ ゆる抽象的権利にとどまる。但し, 国会の法定 した反論権の内容が憲法の趣旨にもとるもので ある場合には当該立法は憲法21条1項違反とな るし、また、国会が立法を怠った場合には憲法 21条1項を根拠にいわゆる立法不作為違憲確認 訴訟を提起し得ると解する。よって、その限度 では反論権は具体的権利となる。

以上に述べたところを大綱として、細則を含

め、国民の代表で構成される国会の法律によ り, 規定すべきである。名称は, 「反論権法」 でよかろう。この点, かかる見解に対しては, 法律で規制することの権力性を指摘し、いわゆ る業界の自主規制や倫理綱領, 或いは, 行政府 の通達や行政指導で対処すべきとする見解もあ る。しかし、自主規制や行政指導等が事実上、 法律以上の厳しい規制として働き, 人権抑圧の 口実とされて来たことは歴史的事実である。法 律で決めるということは、取りも直さず、我々 が選挙で選んだ代表者が公開の場所で決めると いうことである。反論権は、業界の自主規制や 倫理綱領等に委ねるのでは無く, 法律で規定す ることがむしろ憲法の大原則たる民主主義(前 文,41条)の要請に適うのではなかろうか。ま た, 上述の如き反論権を法律で規定したとして も,マスコミに対して,反論のための一定のス ペースの提供を要求するに過ぎず、特定の思想 や意見の表明を強制するものではない。すなわ ち, 国家は, 表現の場の提供に関与しているに 過ぎず、表現内容には全く立ち入っていない。 わいせつな文書, 図画等を取り締まる, いわゆ るわいせつ物頒布罪(刑法175条)等と較べて も、反論権が表現の自由に及ぼす影響がそれ 程、大きいとは考えられない。私は、この様に 反論権を法律により規定しても何ら問題は無い と考えるが、それでもなお危険性が看過し得な いと言うのならば、反論権法をまずは限時立法 として規定してみるのも一手段と考える。

〔投稿受理日2006. 5. 26/掲載決定日2006. 6. 8〕

注

(1) マス・メディア (mass media) という用語とマス・コミュニケーション (mass communication), あるいはその短縮形のマスコミという用語は、必

ずしも明確に区別の上, 使用されている訳ではな い。この点,新村出編『広辞苑 (第四版)』によ れば、マス・メディアとは「マス・コミュニケー ションの媒体。新聞・出版・放送・映画など。大 衆媒体。大量伝達手段」とあり、これに対して、 マス・コミュニケーションとは「新聞・雑誌・ラ ジオ・テレビジョン・映画などの媒体を通じて行 われる大衆への大量的な情報伝達。大衆伝達。大 衆通報。マスコミ」とある。両者は、互換性のあ るものとして, 不統一に使用されるのが通例であ るが, 私は敢えて, 新聞紙・雑誌・ラジオ機器・ テレビ機器等, 媒体それ自体を強調する場合には マス・メディアという用語を、これに対して、新 聞社・出版社・ラジオ局・テレビ局等、主体を強 調する場合にはマス・コミュニケーション、ある いはマスコミという用語を使用していきたい。な ぜならば、そう解することが英語の原義に忠実で あるし (media = 手段, 方法, 媒介物, communication = 伝達, 通信, 連絡機関, 報道機関). また, 事態の多面的把握に資すると考えるからである。

- (2) 新聞の集中・独占による巨大化・権力化は、欧米諸国では古くから指摘されていたところであった。例えば、アメリカの研究者ウィルバー・シュラムは、既に1957年の主著『マス・コミュニケーションと社会的責任』において、「独占はコミュニケーションの自由の敵である」と述べていた[W. Suhramm 1957: 171]。
- (3) これは、具体的には、1994年6月、長野県松本市で有毒ガスが発生、死者7名、傷害者208名を出した事件につき、マス・メディアが第一通報者の会社員河野義行氏をあたかも犯人であるかの様に報道して、同氏に多大な苦痛を与えてしまった事例を指す。後に、同事件は、いわゆるオウム真理教による犯行であることが明らかとなった。
- (4) これは、具体的には、1993年、テレビ朝日報道局長の椿貞良氏が民間放送連盟の私的会合で、衆議院議員選挙時の報道番組制作にあたり非自民政権の実現に向けて政治的に恣意的な配慮をしたという趣旨の発言をし、選挙後、国会でそのことが問題にされた事例を指す。
- (5) 現在,メディア規制四法案(①個人情報保護法 案,②人権擁護法案,③青少年保護法案,④憲法 改正国民投票法案[①のみ成立])が国会内外で大

- きな論議の対象となっている。反論権の問題と併 せ,今後の重要な研究テーマとしたい。
- (6) 反論権に対して如何なる態度を採るかは、フランスやドイツのようにマス・メディアの公的性格を強調して考えるか、これに対し、アメリカやイギリスのようにマス・メディアの私企業性を強調して考えるかが分かれ目になっていると言える[声部 1998: 275]。
- (7) 前述の如く、ヨーロッパ諸国の多くは反論権法を持っているが、そのためにマス・メディアの自由な表現活動が大きな萎縮的効果を受けているという指摘はほとんど無い。とするならば、我が国においても、マス・メディアに大きな萎縮的効果を与えない様な形の反論権立法を制定することは、憲法上許容されると考えられる[市川 2003: 32]。
- (8) 思想の自由市場論とは、アメリカでは「真理の 最上のテストは、市場の競争においてみずからを 容認させる思想の力である」というホームズ裁判 官の言葉で有名な理論であり、真理は思想・情報 の自由な交換から生まれるという主張をその核心 とする [芦部 1998: 253]。

参考文献

- Jorome. A. barron [1967] Access to the Press A New First Amendment Right, George Washington Law Review.
- ----- [1973] Freedom of the Press for Whom?, Indiana University Press. (= 清水英夫・堀部政男他訳 [1978] 『アクセス権一誰のための言論の自由か』 日本評論社)
- Wilbur Schramm [1957] Responsibility in Mass Communication, Harper&Brothers. (= 崎 山 正 毅 訳 [1959] 『マス・コミュニケーションと社会的責任』日本放送出版協会)

芦部信喜 [1998] 『憲法学Ⅲ人権各論(1)』(岩波書店) 石村善治 [1978] 「サンケイ新聞意見広告訴訟第一審 判決」(『昭和52年度重要判例解説』 有斐閣)

市川正人 [2003] 『表現の自由の法理』(日本評論社) 右崎正博 [1994] 「反論権考」(杉原泰雄他編『論争 憲法学』日本評論社)

浦田賢治・大須賀明(編)[1993]『新・判例コンメンタール日本国憲法①』(三省堂)

榎原猛(編)[1996]『世界のマス・メディア法』(嵯 峨野書院)

奥平康弘 [1984] 『表現の自由 2』 (有斐閣) 佐藤幸治 [1995] 『憲法 [第三版]』 (青林書院) 清水英夫 [1987] 「サンケイ新聞意見広告事件最高裁 判決」 (『ジュリスト』 891号 有斐閣) 樋口陽一 [1978] 『司法の積極性と消極性』 (勁草書 房)

堀部政男 [1977] 『アクセス権』 (東京大学出版会) ──[1978] 『アクセス権とは何か』 (岩波書店)

----[1996]「意見広告と反論権(サンケイ新聞事件)」(『憲法の基本判例〔第二版〕』 有斐閣) 松井茂記 [2002] 『日本国憲法〔第二版〕』(有斐閣) 山口俊夫 [1972]「反駁権一フランス法を中心として」(伊藤正巳編『現代損害賠償法講座(2)』 日本 評論社)

『判例時報』1261号74頁(サンケイ新聞事件最高裁判 決について)

- ---1446号81頁(雑誌『諸君!』事件第一審判決に ついて)
- 1651号56頁(雑誌『諸君!』事件最高裁判決について)